運営規程

第1章 業務執行社員及び代表社員

第1条(業務執行社員及び代表社員)

本規程において、業務執行社員とは、本DAO定款における業務執行社員をいい、代表社員とは、本DAO定款の選定方法に基づき選定される代表社員をいう。

第2条(業務執行社員の選任)

本DAOの業務執行社員は、DAO総会規程に基づく投票を経て、社員の中から選出されるものとする。

第3条(業務執行社員会に関する規律)

本DAO定款第19条について、業務執行社員会は、本条に定める方法に従い、決議を行うものとする。

- 2 業務執行社員会における議決は、法令又は当社定款に別段の定めがある場合を除き、業務 執行社員会総議決権の過半数を有するメンバーが投票し、投票した議決権の3分の2以上に当 たる多数をもって議案の承認とする。
- 3 業務執行社員は止むを得ない事由がある場合を除き、業務執行社員会における投票に参加しなければならない。
- 4 業務執行社員会は必要がある場合に開催する。
- 5 業務執行社員会の議事については、議事録を作成し、総社員によって閲覧できるようにしなければならない。ただし、業務執行社員会は当該議事録に個人情報及び機密情報は記載しないものとする。

第4条(業務執行に関する規律)

業務執行社員は、DAO総会規程第11条で定める免責事項に該当する場合を除き、DAO総会の議決がある事項に関して、その議決に従い本DAOの業務を執行しなければならない。ただし、DAO総会規程第11条で定める免責事項に該当する場合に限り、業務執行社員は、トークンホルダーから提案された議題の拒否、DAO総会により議決された事項の差し止め、及び実施中の事業の差し止めを行うことができる。この場合、業務執行社員はトークンホルダーに対し、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第5条(署名担当代表社員)

DAO総会規程に基づく投票により、代表社員の中から本DAOの署名担当代表社員を定める。代表社員が一名の場合は、当該代表社員が署名担当代表社員となる。

2 署名担当代表社員は、本DAOの代表署名・代表印の管理およびこれらの適切な使用につき本DAOおよび社員に対して責任を負うものとする。

第6条(財務担当業務執行社員)

DAO総会規程に基づく投票により、業務執行社員の中から本DAOの財務担当業務執行社員を 定めるものとする。

2 財務担当業務執行社員は、本DAOのウォレットの署名権限者となるほか、本DAOの資産管理につき共同口座の権限を保持することにより、財務・経理を担当する委員会が存在する場合は当該委員会の他の構成員を監督・牽制するとともに、本DAOに帰属する資産の管理につき本DAOおよび各社員、各トークンホルダーに対して経理担当業務執行社員とともに共同責任を負うものとする。なお、外部との取引がソフトウェアによる本DAOの財産の移転を伴うものである場

合、必要に応じ、財務担当業務執行社員と署名担当代表社員は共同してその取引に当たるもの とする。

第7条(経理担当業務執行社員)

DAO総会規程に基づく投票により、業務執行社員の中から本DAOの経理担当業務執行社員を 定めるものとする。

2 経理担当業務執行社員は、本DAOの決算書類作成の責任者として本DAOの経理業務全般の権限を保持し、口座残高の経理帳簿との整合性の確認を含め、財務・経理を担当する委員会が存在する場合は当該委員会の他の構成員を監督・牽制するとともに、本DAOに帰属する資産の管理につき本DAOおよび各社員、各トークンホルダーに対して財務担当執行社員とともに共同責任を負うものとする。

第8条(その他)

DAO総会規程に基づく投票により、前3条の担当社員が定められない場合、代表社員が、代表社員による協議により担当するものとする。

第2章 トレジャリー管理規程

第9条(トレジャリー)

本規程において、トレジャリーとは、トークンホルダーがトークンを取得するために払い込んだ① 金銭又は②給付した金銭以外の財産、及び本DAOの利益剰余金から利益準備金を差し引いた財産との合計額をいう。トレジャリーは、暗号資産を管理する暗号資産トレジャリーと、金銭を管理する金銭トレジャリーに分けられる。

第10条(トレジャリーからの払い出し)

トレジャリーからの払い出しまたは送金支出は、DAO総会規程第13条で定める特例の場合を除き、同規程第6条に定めるDAO総会決議によってのみ信任又は承認される。但し、同規程第9条で委任された範囲においては、委任された業務執行社員又は委員会による決定で払い出しまたは送金支出を行うことができる。

第11条(金銭トレジャリー)

金銭トレジャリーは、本DAO法人名義の銀行口座で管理される。トレジャリーに使用する法人名義の口座名は発行後速やかにDAO総会に公開する

- 2 当該銀行口座からの金銭の払い出しは、前条で定める場合に限り、財務担当業務執行社員がこれにあたる。
- 3 経理担当業務執行社員は第7条に基づき、これを監督し、問題がある場合はDAO総会及び 代表社員に報告する義務を有する。
- 4 トークンホルダーから、金銭トレジャリーの収支に対する開示請求があった場合には、経理担当業務執行社員は、これに応じて情報の開示と説明を行う義務を有する。開示請求から情報開示までの期間は、業務に支障がない範囲で速やかに実行する。また開示方法はDAO総会メンバーが閲覧できる方法で行うものとする。
- 5 経理担当業務執行社員は、少なくとも半年に一度の頻度で、金銭トレジャリーの財産状況と 当該期間の収支についてDAO総会に報告する必要がある。
- 6 DAO総会の決議により、財務担当執行社員が変更となった場合、当該社員の金銭トレジャリーへのアクセス権を停止し、新しい財務担当業務執行社員に引き継ぐ。
- 7 財務担当業務執行社員が定款第10条に基づき解任された場合、代表社員により速やかに金銭トレジャリーへのアクセス権を停止する。

8 財務担当執行社員が死亡した場合、代表社員により速やかに金銭トレジャリーへのアクセス権を停止し、速やかにDAO総会にて後任の財務担当業務執行社員を定める。

第12条(暗号資産トレジャリー)

暗号資産トレジャリーは、JUST DAO IT又はそれに準ずるツールで管理される。

- 2 JUST DAO IT又はそれに準ずるツールには、プロポーザルのアップロード機能、投票機能が備わっており、投票で採択された設定は、定められた条件が満たされると、プロトコルで自動で執行される見込みである。資金移動に関しても同様に執行される見込みである。現在は、定められた条件が満たされると、財務担当業務執行社員が執行する形をとる。
- 3 トレジャリーウォレットのアドレスは、全てのトークンホルダーに公開されなければならない。全てのトークンホルダーはこれを監視し、問題があった場合には、DAO総会規程第4条で定める議案の提案権をもって、これをDAO総会に報告することができる。

第3章 情報開示規程

第13条(事前通知事項)

本DAOは、以下の事項を決定する場合には、事前にトークンホルダーに通知するものとする。

- (1)役員の選任又は解任
- (2)代表社員の選任又は解職
- (3)事業計画の変更(軽微な変更を除く。)
- (4)第三者に対する訴訟の提起

第14条(事後通知事項)

本DAOは、本DAOに以下の事項が発生した場合には、遅滞なくトークンホルダーに報告するものとする

- (1)支払停止若しくは支払不能、手形若しくは小切手の不渡り、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立て若しく はそのおそれ
- (2)差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立て
- (3)訴訟、仲裁、調停その他の紛争解決手続の提起若しくは終結又は司法上若しくは行政上の手続の開始
- (4)債権者による、当社の債務の免除、金利の減免若しくは弁済期の延長又は第三者による当社の債務の引受若しくは弁済
- (5)本DAOの子会社その他の関係会社又は主要取引先の支払停止若しくは支払不能、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立て
- (6)外国為替及び外国貿易法第27条に基づき外国投資家が対内直接投資等を行うにあたり事前届出を必要とする事業の開始
- (7)監督官庁による営業停止、営業許認可若しくは登録の取消処分、指導、又は調査
- (8)本DAOに対して債務を負う者又は当社が負っている保証債務の主債務者における債務不履行のおそれの発生
- (9)災害若しくは業務に起因する重大な損害又はかかる損害を招来するおそれのある事象
- (10)本DAOの事業、業務、資産、負債、損益の状況、又はその事業の見込みに重要な影響を及ぼすおそれのある事項
- (11)本DAO、業務執行社員、当社の関連当事者、社員又は取引先等と反社会的勢力等との関係についての情報の取得

第15条(情報提供事項)

本DAOは、以下の各号の資料を、当該各号に定める時期までにトークンホルダーに提供する。

- (1)各事業年度の計算書類:各事業年度終了後90日以内
- (2)半期試算表:半期終了後翌月末日まで
- (3)各トークンの発行状況がわかる資料: 当該資料に変更があった場合でトークンホルダーの要求があったときは速やかに
- (4)商業登記簿謄本の写し:変更があった場合で投資者の要求があったときは速やかに(但し、登記情報提供制度に基づいて提供される商業登記簿の登記情報(PDFファイル)の提供により代えることができるものとする。)

第4章 SNSガイドライン

第16条(SNS運営者)

本DAOのSNS運営の権限を有する者(以下、「SNS運営者」という。)は、客観的かつ適切な内容でのSNS発信に努めるものとする。本規程のほか、別途SNSガイドライン細則を制定した場合、SNS運営者は、当該SNSガイドライン細則に従い、SNSの運営を行う。

第17条(不適切発信の禁止)

SNS運営者は、SNSによる発信において、他者の名誉を毀損するような内容や、誹謗中傷、他者に不快を感じさせる不適切な内容を避けなければならない。

- 2 SNS運営者は、SNSによる発信において、差別的な言動やヘイトスピーチを避け、人種、性別、年齢、生立、宗教、国籍、性的指向などに基づく差別を行ってはならない。
- 3 SNS運営者は、他者の権利侵害や違法行為となる発信を行ってはならない。

第18条(知的財産権侵害の禁止)

SNS運営者は、SNSによる発信における全てのコンテンツ(テキスト、画像、ビデオ等)に関し、本条第3項の場合を除き、本DAOが正当な権利を有するものに限り発信できるものとし、第三者の著作権等の一切の知的財産権を侵害しないものとする。

- 2 SNS運営者は、前項の正当な権限を有するかに疑義がある場合は、そのコンテンツを使用しないものとする。
- 3 SNS運営者は、第三者が著作権等の知的財産権を有するコンテンツを利用する場合は、事前に当該第三者の同意を得るものとする。

第19条(個人情報保護)

SNS運営者は、SNSによる発信において、名前、住所、電話番号、メールアドレス、写真など、個人を識別できる一切の情報(以下、「個人情報」という。)を記載する場合は、本人の明示的な同意を得るものとする。

第20条(権利侵害等)

第三者より権利侵害等の苦情の申出があった場合、SNS運営者は速やかにその旨を業務執行 社員に報告するものとし、業務執行社員の指示に従い、速やかに権利侵害等を解消する措置を とるものとする。

第5章 倫理規程

第21条(行動原則)

トークンホルダー、コントリビューター及びトークンホルダーではないが本DAOの活動に参加する者(以下、「その他構成員」といい、総称して「本DAO構成員」という。)は、本DAOの目的実現の

ため、法令や規則等を遵守し、他の本DAO構成員と協力し、社会的良識を持って行動するものとする。

第22条(メンバーの尊重)

本DAO構成員は、他の本DAO構成員の人格・人権を尊重し、性別、信条、身体的条件、社会的身分等による不当な差別を行ってはならない。

第23条(政治、行政との関係)

本DAO、本DAO構成員は、政治及び行政との間において、健全かつ正常な関係を保持しなければならない。

2 本DAO、本DAO構成員は、違法な政治献金、違法な利益供与、贈賄を行ってはならない。

第24条(反社会的勢力への対応)

本DAO、本DAO構成員は、反社会的勢力に対して一切の関与をしないものとし、反社会的勢力から接触があった場合も毅然として対応し、一切の利益許与を行わないものとする。

第25条(個人情報保護)

本DAO構成員は、本DAOの業務を行うに際して得た個人情報を、個人情報の保護に関する法律、関連法令及び規範(管轄省庁策定のガイドラインを含む。)に従い、秘密として厳重に管理し、本人の同意なく第三者に開示・提供等してはならず、また当該業務の目的以外で使用してはならない。

- 2 本DAO構成員は、前条に違反した場合、本DAOの指定する方法により速やかに当該違反に関して報告するものとする。
- 3 本DAO構成員は、その地位を失った場合又は本DAOの指示があった場合、遅滞なく、第1項の個人情報を含む情報媒体(その複製・複写物を含む。)を、本DAOの指示に従い、本DAOに返却又は物理的に復元不可能な方法で滅却若しくはデータ消去しなければならない
- 4 本DAO構成員は、その地位を失ったとしても、本条における義務が残存するものとする。
- 5 本DAOが別途個人情報保護に関する規程を制定した場合、本DAO構成員は当該規程に従うものとする。

第26条(機密情報管理)

本DAO構成員は、本DAOの業務を行うに際して得た機密情報を秘密として保持し、第三者に対して開示・漏洩してはならず、当該業務の目的以外で使用してはならない。

- 2 本DAO構成員は、前条に違反した場合、本DAOの指定する方法により速やかに当該違反に関して報告するものとする。
- 3 本DAO構成員は、その地位を失った場合又は本DAOの指示があった場合、遅滞なく、機密情報を含む情報媒体(その複製・複写物を含む。)を、本DAOの指示に従い、本DAOに返却又は物理的に復元不可能な方法で滅却若しくはデータ消去しなければならない。
- 4 本DAO構成員は、その地位を失ったとしても、本条における義務が残存するものとする。
- 5 本DAOが別途機密情報情報管理に関する規程を制定した場合、本DAO構成員は当該規程に従うものとする。

第27条(権利の帰属)

本DAO構成員が、本DAOからリワードトークンの付与を受ける代わりに、本DAOのために成果物(以下「本成果物」という。)を作成する場合、本成果物の所有権及び著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、引渡し完了の時をもって、当該本DAO構成員から本DAOに移転し又は譲渡されるものとする。なお、本DAOから付与されるリワードトークンには著作権の譲渡に係る対価が含まれているものとする。但し、その場合であっても、当該本DAO構成

員は、本成果物を当該本DAO構成員及び第三者のために無償で本DAOを害さない範囲で、自由に利用することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本成果物の作成前から当該本DAO構成員又は第三者が有していた本成果物に係る著作権については、依然として当該本DAO構成員又は当該第三者に帰属するものとする。但し、その場合であっても、本DAOは、本成果物を本DAOのために無償で自由に利用することができるものとする。
- 3 当該本DAO構成員は、本成果物について著作者人格権を主張しないものとする。
- 4 当該本DAO構成員は、知る限り、本成果物が、納期日時点において第三者の著作権を侵害しないこと、引渡し時点において公開されている特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しないことを保証する。
- 5 本成果物が、第三者の知的財産権を侵害している旨の申し立てがなされたときは、本DAO及び当該本DAO構成員は、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとし、当該本DAO構成員は、自らの費用と責任おいて当該申し立てに対応するものとする。但し、当該申し立てが本DAOの責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。
- 6 本業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等(以下あわせて「発明等」という。)に係る特許権その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。)、ノウハウ等に関する権利は、すべて本DAOに帰属するものとする。但し、当該本DAO構成員は、当該発明等を自由に使用することができるものとする。

第28条(禁止事項)

本DAOの健全な運営のため、本DAO構成員は次に定める内容を行わないものとする。

- (1)法令、条例および本DAOの定める規約等に違反する行為
- (2)違法な行為を勧誘または助長する行為
- (3)他人の名誉、信用、プライバシー権その他人格的な権利を侵害し又は侵害するおそれのある行為
- (4)中傷、脅迫、いやがらせ、その他経済的もしくは精神的損害または不利益を与える行為
- (5)暴力的、グロテスクな写真等、その他一般的に不快に感ずる画像、言語等表現の掲載
- (6)民族・人種・性別・年齢等による差別につながる表現の掲載
- (7)特定の思想を強要する行為
- (8)出会い等を誘導する行為及びマルチ・ネットワークビジネスへの勧誘等を行う行為
- (9)特に未成年者に対して、不当な勧誘、要求、出会い等を誘導する行為
- (10)有害なプログラム等を含む書き込み、ネットワークシステムを妨害する行為
- (11)他人の特許権、商標権、著作権その他の財産的な権利を侵害し又は侵害するおそれのある行為
- (12)他者の権利を侵害する目的、自己の利益のみを目的とすること、または不正な目的で特定の情報を取得する行為
- (13)その他公序良俗に反する行為

第7章 雑則

第29条(改廃)

この規程の改廃は、業務執行社員会又はDAO総会の決議を経て行う。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。 令和7年7月9日改正。